　第１４号議案

　　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

　職員の育児休業等に関する条例（平成４年品川区条例第６号）の一部を次のように改正する。

　第２条第３号ア中(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

　第１４条第２号を次のように改める。

　⑵　勤務日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項または第２８条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

　第１５条第１項中「前条第２号アおよびイのいずれにも該当する」を「前条第２号の規則で定める」に改める。

　　　付　則

　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

　（説明）会計年度任用職員等に係る育児休業および部分休業の取得の要件を緩和する必要がある。